

“木の家づくり”から林業再生を考える委員会 第一次とりまとめ案

1. “木の家づくり”と林業再生を巡る基本認識

木材は再生産が可能な資源であり、人工林において適切な森林管理を行い、木材の生長を促すことにより、継続的にその資源を利用していく、すなわち「循環利用」が可能である。

日本の森林面積は約2,500万haで、国土の約7割を占めており、その約40%は木材生産を目的とした人工林である。また、日本は森林の生長に適した温暖な気候に恵まれており、年々森林蓄積量を増やしている（年間約8千万 m^3 ）。

一方で、日本は世界最大の“木材輸入国”であり、住宅や建築に使用される木材だけを見ても、7割程度を「輸入」に頼っており、年間の国産材の利用は全体で約1,800万 m^3 にとどまっている。

人工林は、木材の生産という目的のみならず、それが健全に存在していることにより、治山や水源涵養など、様々な機能をもっており、加えて近年は、CO₂の吸収源としての働きも大きく期待されている。

日本人は昔から木の利用に長け、木の住まいで暮らし、現在でも住宅着工戸数の半分は木造住宅となっている。従って、木造住宅の建築に必要な木材を、可能な限り国産材でまかなうことにより、日本の森林や社会全体に好循環を生み出すことが可能となるはずである。

このような認識のもと、“木の家づくり”を通じて国産材の需要を拡大することにより、「森林・林業」を再生し、低炭素社会の実現をも目指す必要がある。

2. 委員会における主な議論

「“木の家づくり”から林業再生を考える委員会」は、林業・木材産業関係者から住宅生産者に至るまで、いわゆる川上・川下の関係者が一堂に会し、共通の土俵の上で、“木の家づくり”を通じた国産材の需要拡大等に関する取組の方向性等について様々な角度から検討する場として、平成22年3月に設置された。これまで開催された5回の委員会での主な議論は、以下のとおりである。

＜都市と農山村の交流等について＞

- ・1年のうちの1ヶ月間くらいは、都会の人ができるだけ田舎に行って身体を動かして働くことを制度化すべきではないか。
- ・ロシア人は85%がダーチャ（菜園付き住宅）を保有しており、ソビエト崩壊期に職を奪われた人間が生き延びるのに威力を発揮した。日本でも、都市居住者の週末住宅として参考となるのではないか。
- ・「二地域居住」のための住宅の取得や改修を支援すべきではないか。
- ・「二地域居住」という表現については、ハードルを感じる人が多いので一考してはどうか。
- ・「林業休暇」、「農業休暇」といった長期休暇を、どのように制度化することができるか。
- ・大都市と地方のどちらを本丸（政策を集中させる対象）とすべきかについては、これからはあえて地方に価値の中心をおくべきではないか。

＜国産材の活用促進について＞

- ・国産材が使われなくなってきていたという“マーケット（市場）”の問題については、「路網

の整備」といった供給側の対応だけでは解決せず、長伐期材の活用法を開発する等、川下の「需要」を開拓する必要があるのではないか。

- ・「二地域居住」を進め、そのための住宅を木造とし国産材を使用することにより、「森林・林業」の再生につながるのではないか。
- ・都市にも高層を含めた木造住宅を作りやすくすることが必要ではないか。
- ・「森林・林業再生」は、単に木材自給率50%という内向きの議論でなく、様々な視角・広い視点で考えるべきであり、日本から東アジア、中国、韓国、台湾などへの輸出政策も必要ではないか。
- ・自給率を上げるために輸入材を単に国産材に置き換える発想だけでは、コストがかかるし、品質の低下を招くおそれもある。需要拡大、イノベーション、新商品開発により、新しいマーケットを作ることが必要。
- ・ライフスタイルが変わり、真壁工法の住宅が建たなくなっている中で、従来の柱取り、役物取りの製材から、板をベースにして柱も取るというような製材に変えていかなければならない。日本の木材乾燥技術は世界トップレベルであり、板引き中心に変わっても世界に通用する商品が出せるはず。
- ・住宅の大規模改修工事については、築30年以上の住宅が全体の3分の1を占めること、耐震化のために壁をはがす大規模工事は断熱・バリアフリー等も促されること、大改造工事には構造材・補強材・仕上材としてたくさんの木が使われること、改造工事は個人の「眠れる資産」が活かされることなどから、大きな効果を期待できる。ただし、住宅はマーケットのためにあるのではなく、住むためにあることを確認すべき。

<住宅に求める性能について>

- ・そもそも「安全」のためにはどういうことが必要であるか、家にはどういう性能が必要であるかといったことを自分たちで考えていけるような“仕組み”が必要ではないか。
- ・建築基準法の規定を整備し、十分な技量を有する棟梁による伝統構法の普及・発展を図るべきである。
- ・最近の住宅は、環境共生住宅やエコ住宅など、自然とのふれあいを重視した自然環境応答型の住宅が新たな意味を持ち始めている。これは地方に住むことの大きなメリットになる。
- ・日本の伝統的な木造住宅は、夏の快適性については優れた面を持っているが、概して冬に寒く、木材、土壁、漆喰、紙などの再評価が進められているところであり、木造住宅を“親自然型”のライフスタイルと組み合わせていくことが、今後のあり方のひとつではないか。
- ・住まいは建物と庭であり、地域材を使った家と共に地域の植生や石材で庭をつくり、地域らしさを回復すべきではないか。人工林管理の副産物として、生産が可能な林床の多種多様な植物を積極的に「住宅外構」に活用することは、山の川上、川下をつなぐことはもとより、地域の生物多様性の保全、再生にもつながることを意識すべきである。

<木材の安定供給について>

- ・「育林業」は「労働集約」で対応できるが、「林産業」は「技術集約」が必要であり、技術力を有する企業体、森林組合により、きちっとした施業提案、団地化、管理受委託を進めるしかない。地域に合った路網の整備と作業システムを確立することが課題。
- ・2.5m程度の路網を高密度に整備することにより、簡易な機械で集材が可能となり、健全な森づくりに貢献できるとともに、木材の安定供給が可能となる。また、急傾斜地での仕事とい

う悪条件が平坦地での仕事となり、その地のベテランでなくても、I・Uターン者でも少し訓練すれば小切りや枝払い等の仕事ができる。

- ・木材の安定供給の基盤として、①路網の整備、②間伐の推進、③機械化、④人材の育成という4点を同時に進めることが必要。
- ・「森林・林業」の再生に当たり、「改正信託法」を活用して、林地の所有と経営の分離を進めるべきではないか。

3. “木の家づくり”を通じた「林業再生」に関し、当面取り組むべき施策について

これまでの委員会での議論を踏まえ、木造住宅の需要拡大につながる「二地域居住」(ただし、別の表現も検討。)の推進については、先導的なモデルとなる地域の取組みを抽出し、関係省庁が一体となって施策間の連携の取組みを推進する他、制度面の隘路や施策の隙間の解消に努めるべきである。

また、木造住宅・建築物の整備を通じて「森林・林業の再生」を図るためには、国産材等を活用した良質な木造住宅・建築物の普及促進に加え、国産材利用による新たな建材・部材・構法の技術開発の促進等、効果的な施策も推進すべきである。

一方、耐震改修を含むリフォーム工事を行って既存の木造住宅を長く大切に使うことは、安全・安心な住宅ストックの形成、環境負荷の低減、伝統的な木造技術の継承・発展、地域の住宅関連産業の活性化等の面で大きな意義を有している。このため、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、「ストック重視の住宅政策への転換」が掲げられ、2020年までに、耐震性が不十分な住宅の割合を5%に下げるとともに、中古住宅流通市場・リフォーム市場の規模を倍増させることが目標とされた。今後、耐震改修をはじめとするリフォーム市場が拡大する中で、多量の木材を必要とする木造住宅の耐震改修工事等においても、国産材等が適切に利用されるような環境を早急に整備すべきである。

なお、伝統的構法による木造住宅の普及に関しては、別途、「伝統的構法の設計法作成及び性能検証実験」検討委員会において実大振動台実験や簡易設計法等について検討が進められており、同委員会における検討成果を踏まえ必要な措置を検討すべきである。

4. 「“木の家づくり”から林業再生を考える委員会」の今後の進め方

本委員会では、今後も引き続き、以下の項目を中心に議論を進めることとする。

- ・住宅・建築物における木材利用の拡大について
- ・国産材利用による新たな建材・部材・構法の技術開発の可能性について
- ・耐震改修をはじめとするリフォームの推進について
- ・国産材(長伐期材を含む。)の安定的な供給について
- ・住宅生産者と木材供給者の連携について
- ・木材や木造住宅に係る人材の育成について
- ・国民への森林・林業、木材利用の認知度向上について
- ・「二地域居住(より適切な表現を検討)」の推進について
- ・「信託」、「長期ローン」のあり方について

等